

指 示

平成23年4月16日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年4月8日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年3月23日付け指示及び平成23年4月13日付け指示については、引き続き措置されたい。

記

貴県内において産出された原乳について、当分の間、出荷を控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、白河市、喜多方市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。